

## 近鉄西大寺駅南地区の基本方針

- 歴史と調和した広告物の設置に関する基本構想
  - ・ 歴史と調和した都市景観の保全を図る必要から、地区の歴史的風土にふさわしい広告景観づくりを目指す。
  - ・ 建築物等を含む周辺環境と調和した意匠とする。
- 歴史環境と調和した広告物の表示又は設置に関する基本的事項
  - ・ 歴史的建築物の風格や街並みのラインを損なわないよう落ち着いた色彩・デザインとする  
    周辺の歴史的景観に溶け込むような違和感の無いデザインとする。
  - ・ 屋上広告物の規制  
    眺望を阻害しないよう屋上広告物は設置しない。
  - ・ 大きさや設置高さ等、建築物との調和を図る  
    最小限の表示で、かつできるだけ一体化させる。
  - ・ 環境と調和した屋外広告物とする  
    商業施設と調和し、建築物とのバランスについて配慮する。
  - ・ 環境を損なわない広告物の掲出に努め、歩行者に圧迫感を与えないようにする  
    広告物のボリュームに配慮し、道路への突出を制限する。

[指定年月日]平成20年4月14日

● 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

地域及び 場所 種類	商業地域	
全 広 告 物	位 置	道路境界線を越えて掲出しないこと。
	広告物 の用途	当該地区内に関する表示内容に限ること。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。
	照 明	1. 点滅しないものに限ること。 2. 動画等を表示するものは設置しないこと。 3. 回転しないものに限ること。ただし、車両車庫の警告用は除く。
	色 彩	地色については、白・ベージュ・グレー・茶・紺・黒その他白に近い薄い色とすること。
屋上 広告物	設置しないこと。	
軒下 広告物	全 体	1. 自己外の広告物については設置しないこと。 2. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 3. 屋根、パラペット等には設置しないこと。 4. 4階以上又は高さ12メートル以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 5. 大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。
	壁 面 広告物	1. 枠付き広告幕は、イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。 2. 窓のガラス面へは掲出しないこと。ただし、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。
塀垣 広告物	1. 切り文字形式又は広告板を利用するものに限ること。 2. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。	
広 告 塔	1. 自己外の広告物については設置しないこと。 2. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。	
建 植 広 告 物 ( 広 告 板 )	1. 自己外の広告物については設置しないこと。ただし、表示内容が当該地区内に関する案内を目的としたもので、5平方メートル以下のものは除く。 2. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 3. 交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。	
アーチ 広告物	設置しないこと。	
広 告 幕 気 球 広 告 物	イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。	
電 柱 広 告 物 は り 札 は り 紙 立 看 板	設置しないこと。	

- 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域

